

「コロナばらまいてやる！」事件に関する一考察

(「意図的に行った場合の法的意味合い」と「不安全状態黙認」の関連性について)

労働安全コンサルタント 湯田亨

令和2年3月5日：愛知県蒲郡市（17時頃～）

事件の概要：報道によれば、「新型コロナウイルス検査結果が出る前、自宅待機を要請されていた人が『ウィルスばらまいてやる！』と自宅から出かけ複数の飲食店を回った。1件目で検査機関から『陽性反応』の通知を電話で受けたにもかかわらず、その後【フィリピンパブ】でカラオケ等の女性従業員に接待をさせた事件」

法的な意味合い

陽性反応が出ているにもかかわらず「他人コロナウィルスを移してもかまわない！」という行動をとった場合、下記のような判断が下されることになる可能性が非常に高いものと言わざるを得ません。

法的には、【未必の故意】と【認識ある過失】が問題となるものと思われます。

- ・ 未必の故意：実際に被害（違法状態）をもたらすことを積極的に意図し希望するものではないが、自分の行いによって「結果として」実際に被害が（違法状態が）発生してもかまわないという心理状態のこと。
- ・ 認識ある過失：自分の行いが実際に被害（違法状態）を発生させる可能性があることを認識しながら、実際の被害（違法状態）の発生は避けられるものと信じて行動した結果、結果的に実際の被害（違法状態）を発生させてしまったこと。

（なお、「行為」には【する行為】と【しない行為】の2種類があります。）

本事件に【未必の故意】が適用された場合について、考えてみます。たぶん、

- ・ 新型コロナを他人に発症させた場合：傷害罪
- ・ その結果として他人が死亡した場合：傷害致死罪
- ・ その他人を狙い撃ちした場合でその他人が死亡した場合：殺人罪

次に、【認識ある過失】が適用された場合について考えてみます。たぶん、

- ・ 新型コロナを他人に発症させた場合：重過失傷害罪
- ・ その結果として他人が死亡した場合：重過失致死罪
- ・ その他人を狙い撃ちした場合でその他人が死亡した場合：重過失致死罪

（なお、上記に関し心当たりがおありになる方やもっとお聞きになりたい方等は、念のため弁護士さん等にお問い合わせください。）

この事件を「不安全状態の黙認」に置き換えて考えてみましょう。

【黙認】することにより労働災害が発生してしまった場合【黙認】が【未必の故意】によるものなのか【認識ある過失】によるものなのかによって、司法判断が違ってくることは言うまでもありません。

【未必の故意】は、違法行為を行った個人の心理状態を問題にしているため、実際的には証明することが非常に難しいので、【認識ある過失】が適用される事例が多いというのが実態です。

いわゆる「業務上過失致死傷」に問われる事案のほとんどの場合、上記【認識ある過失】としての問題とされております。

このような【刑法犯】を出してはなりません。

【黙認】することを止めましょう！

「あれッ？」と思ったら声を出してください！

労災が起きてしまったときに、「あの時ちゃんと言っておけばよかった！」という事態となることは回避しましょう。自分が黙っていたせいで被災された方のご家族の心情に思いをさせましょう。

（ 以 上 ）